

四万十町スタートアップ等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の社会的課題の解決につながる取組を促進するため、四万十町スタートアップ等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 人材育成推進センターが実施する講座若しくはこれに相当する講座等の受講者又はこれらの講座を1年以内に受講する予定の者
- (2) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者又は町税等滞納者でない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、起業又は地域課題の解決に資する事業を行うための商品開発、市場調査等に係る経費であって、町長が必要と認める経費とする。ただし、この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者について、当該交付を受けた事業と同様の事業に係る経費は、対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費又は5万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書、カタログ等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理し、その内容が適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、速やかに交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等の届出）

第7条 前条の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに変更申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

（1） 補助金額の20パーセント以内の減額

（2） 事業計画の細部の変更

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（1） 収支決算書（様式第7号）

（2） 領収書又はこれに類する書類の写し

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者の請求により交付するものとする。ただし、町長は、補助事業の目的を達成するため特に必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助金の請求は、交付請求書（様式第9号）（概算払請求にあつては、概算払請求書（様式第10号））によるものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく別の定めに違反したとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。